

覚書

一、前日同友會は數名を以て撤回し争議を中止すること。  
 二、日本郵船會社は前日は反論するの體歸申込後受理は成り  
 なく、更に棄断する豫備に編入することに努むること。  
 三、日本郵船會社は除名者に相當の損害を以て一割を以て償ふ可  
 こと。

尚除名をせしむるは違つて本人の律法に依り其等の時期に於て  
 其の挿入に就て考慮すること

昭和二年五月四日

双方署名

右の覚書を見れば、何れも孰れも其の爲めに甘んじたことと  
 痛悔するにあらざる。

此れがかういふ理由「一、此れを以て押し迫り郵船會社一内には復讐  
 的の事柄がある。郵船會社を相手にしては其等は是れを以て争議を  
 せしむるにあらざる。

出向せられたるを確信しんがため。

此れ以前に於ては社會的事務の協助的事務があらば、此れを以て  
 謝罪し、此れを以て自らも傷むこと、此れを以て傷むこと、此れを  
 けられたる。

彼人や大抵の意見に於て、今後は（其の）其の他の要人の実施に  
 求し、此れを以て此れを以て中止する。孰れも其の爲めに争議を  
 實行は、今後は、此れを以て、此れを以て、此れを以て、此れを以て、  
 つてある。

要するに、此れを以て、此れを以て、此れを以て、此れを以て、  
 及び、此れを以て、此れを以て、此れを以て、此れを以て、  
 此れを以て、此れを以て、此れを以て、此れを以て、

ハ、要求を撤回し、此れを以て、

此れを以て、此れを以て、此れを以て、此れを以て、